随意契約の相手方及び理由等（物品関係）

区　　分	内　　容　　等	備　　考
契 約 年 月 日	令和5年6月5日	
契 約 件 名	X線回折装置 送水装置　一式	
契 約 金 額	6,000,000円	
契 約 の 相 手 方	東京都昭島市松原町３－９－１２ 株式会社リガク	
問 合 せ 先	財務部契約課東海契約室東海契約第一係 ℡ ０２９－２８４－４８９０	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第１項第１号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	京都大学から譲り受けたX線回折装置の送水装置の更新及び本装置の立ち上げを実施するものである。	
随意契約の理由	当該回折装置を稼働させるためには送水装置更新及び立上げ作業を必要とする。当該回折装置は、多数のゴニオメーターや周辺機器等を精密に連動させることで、特殊環境下におけるX線回折実験に加えて、X線反射率測定や表面X線回折測定も可能な仕様となっている。そのため、本作業後において安定した動作を確実に保証するためには、当該回折装置や周辺機器に関するハードウェア及びソフトウェアの全てに精通し、万が一の故障等にも迅速な対応が可能であることが要求される。当該回折装置は、2010年3月に株式会社リガクによって京都大学に納入され、その後、KEKに移設されるまで同社によって随時改良が加えられてきた装置である。従って、当該回折装置の構造、機能、特性について細部に至るまで熟知し、将来的に安定した動作を保証することが可能な技術と信頼性を有するものは、製造元である株式会社リガクをおいて他にない。 以上の理由から、株式会社リガクを選定した。	